「提供体制の確保」について(③確保の内容、実施時期)

- ○「量の見込み」を踏まえた、「提供体制」の「確保方策」および「実施時期」を策定
- 〇目標年次は、「保育を必要とする」2号及び3号は平成29年度末、1号及び地域子ども・子育て支援事業は平成31年度末

策定例

	(単位;人											
		平成27年度			平成28年度			平成29年度			H30	H31
		1号 学校教育 のみ 3~5歳	2号 保育の 必要性あり 3~5歳	3号 保育の 必要性あり O~2歳	1号 学校教育 のか 3~5歳	2号 保育の 必要性あり 3~5歳	3号 保育の 必要性あり O~2歳	1号 学校教育 のか 3~5歳		3号 保育の 必要性あり O~2歳		
	量の見込み	20	50	30	20	50	35	20	55	45		
確保方	幼稚園 認定こども園 保育所	20	30	20	20	30	20	20	55 (+25) 増加	30 (+1 0) 増加		
	地域型保育 (小規模保育等)						15			15		
	計	20	30	20	20	30	35	20	55	45		
	差引	0	-20	-10	0	-20	0	0	0	0		

市町村計画と県計画の関係

- 〇県計画では県内をいくつかの「区域」に分け、区域ごとに市町村計画の 「量の見込み」および「提供体制」を集計
- ※区域については広域的な利用状況等を踏まえ、今後検討
- ※複数の市町村が共同で「提供体制」を確保する場合等、必要に応じ、 広域調整を実施
- ※既存の幼稚園、保育所が認定こども園に移行するための特別枠を 区域ごとに上乗せ

例)H27では2号認定(3~5歳で保育の必要性あり)で20名分、3号認定(0~2歳で保育の必要性あり)で10名分の定員が不足。 →H28で地域型保育(小規模保育等)により3号ニーズを満たし、さらにH29に保育所の増設(3~5歳25名分、0~2歳10名分)により、待機児童を解消 ※地域子ども・子育て支援事業についても、事業ごとに「量の見込み」および「確保方策」を記載